

## 国家公務員共済組合連合会次世代育成支援行動計画（第5次）

国家公務員共済組合連合会に勤務する職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 行動計画の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内容

### 目標1 男性職員の育児休業取得率を85%とする。

〈対策〉

- ① 配偶者の妊娠・出産の申し出をした男性職員に対し、産後パパ育休及び育児休業の制度について個別に周知するとともに、これらの制度について取得の意向を確認する。
- ② 産後パパ育休及び育児休業の制度について、すべての男性職員に周知等を行い利用促進を図る。
- ③ 採用時研修やその他の研修の機会をとらえ、パンフレット等を用いて、産後パパ育休及び育児休業の制度の内容の周知と利用促進を図る。
- ④ 育児を行う男性職員が、産後パパ育休及び育児休業の制度を利用しやすいような環境整備に努めるよう、管理者や職員に対し啓発を行う。
- ⑤ 産後パパ育休及び育児休業の制度の活用に関する相談窓口においては、職員からの相談に適切に対応する。

### 目標2 フルタイム職員一人当たりの1か月の所定時間外労働時間数及び休日労働時間数の合計時間を全職員平均で11時間以下とする。

〈対策〉各施設において、職員の所定時間外労働・休日労働時間を定期的に把握し、所定時間外労働・休日労働の多い職員には個別の働きかけを行う。

### 目標3 育児休業等の子育て支援制度の周知と利用促進を図る。

〈対策〉

- ① 職員本人又はその配偶者の妊娠・出産の申し出をした職員に対し、育児休業の制度について個々に周知するとともに、同制度について取得の意向を確認する。
- ② 育児休業等の子育て支援制度について、すべての職員に周知等を行い利用促進を図る。
- ③ 採用時研修やその他の研修の機会をとらえ、パンフレット等を用いて、育児休業等の子育て支援に係る制度の内容の周知と利用促進を図る。
- ④ 育児等の子育てを行う職員が、育児休業等の子育て支援制度を利用しやすいような環境整備に努めるよう、管理者や職員に対し啓発を行う。
- ⑤ 育児休業等の子育て支援制度の活用に関する相談窓口においては、職員からの相談に適切に対応する。

**目標 4 育児休業中の情報提供及び復職後の講習等の実施を推進する。**

〈対策〉 育児休業を取得した職員が安心して職場復帰できるよう、育児休業中の情報提供や復職後の講習等の実施を推進する。

**目標 5 より利用しやすい子育て支援制度について検討する。**

〈対策〉 子育て支援に係る現行制度について、計画期間内に運用面の改善や必要に応じて制度の見直しを検討する。

**目標 6 事業所単位での計画策定を推進する。**

〈対策〉 事業所ごとに、事業内容、規模、職場環境等が異なることから、連合会全体の行動計画を基に、各事業所の実態に即した計画（就業規則に係るものを除く。）を事業所ごとに策定することを推進する。

**目標 7 子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施を推進する。**

〈対策〉

- ① 子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学や体験型イベントの実施を推進する。
- ② 子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進するため、地域活動等の積極的な支援を図る。